

○評価基準〔知識等習得コース〕

(令和5年度)

評価項目	評価内容			配点	
提案項目① (訓練内容)	(1) 府内の <b>企業ニーズ、受講者ニーズ</b> を的確に把握しているか。			10点	
	(2) 訓練カリキュラムに <b>創意工夫</b> が見られるか。			10点	
	(3) 仕様に定める訓練目標、仕上り像、策定ポイントに対して <b>実現性のある訓練</b> が実施できるか。			10点	
提案項目② (就職支援)	(1) 職業訓練として <b>適切な就職支援内容と実施体制</b> が整えられているか。			10点	
	(2) <b>就職率向上に向けた具体的な取組み</b> の計画及び <b>就職困難者に対する支援</b> に工夫があるか。			10点	
重点項目	(1) 訓練の質の向上のため、 <b>事業者の職員研修等の人材育成</b> が図られているか。			10点	
	(2) 施設、設備等において <b>訓練が受けやすい環境整備</b> が図られているか。				
	(3) 上記(1)(2)以外に <b>訓練の質の向上に向けた新たな取組み</b> があるか。				
小 計				60点	
業務実施面	業務実施体制	サービスガイドライン研修受講者を配置(又はISO29993及びISO21001を取得)し、同ガイドライン(又はISO)に基づく職業訓練の運営ができるか。		2点	
		専任の事務担当者を配置しているか。		5点	
		訓練定員に対して設定した最少実施人数の割合	定員の35%以下で設定	3点	3点
			定員の50%以下で設定	2点	
	定員の65%以下で設定		1点		
	訓練実施会場	京都市以外	2点	2点	
		京都市内	1点		
業務実績	委託訓練実施実績がある場合の就職実績(別表で定める区分に応じて配点)		15点		
	過去2年間に都道府県等が委託する「ひとり親準備講習付き訓練若しくは保育ルーム設置訓練」の実績があるか。		1点		
	過去2年間に京都府が委託する一般訓練の事業者選定において、提案したが採択されなかったコースがあるか。ただし、基準点(60点)を超えている場合に限る。		2点		
府内企業	京都府内に、本店、支店又は営業所を有する者であること。	府内に本店がある	5点	5点	
		府内に支店、営業所等がある	3点		
		上記以外で府内在住者を雇用	2点		
		上記以外	0点		
価格点	満点(5点)×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)			5点	
小 計				40点	
合 計				100点	

【配点基準】

評価	基準	配点
A	優れている	9~10点
(B+)	やや優れている	7~8点
B	標準	5~6点
(B-)	やや劣っている	3~4点
C	劣っている	1~2点

<別表> 業務実績(就職実績)

区分	① 府内で実施した同一系統訓練コース(注2)の実績がある場合	② 府内で実施した別系統訓練コース及び求職者訓練の実績がある場合	③ 他府県で実施した訓練の実績がある場合	
			10点	8点
委託訓練(注1)の実績がある場合、提案現年で確定している就職率及び過去2年間の就職率の平均値	90%以上	15点	8点	6点
	85%以上90%未満			
	80%以上85%未満			
	75%以上80%未満	14点	6点	4点
	70%以上75%未満	12点		
	65%以上70%未満	10点		
	60%以上65%未満	8点	4点	2点
	50%以上60%未満	4点		
	35%以上50%未満	1点		
35%未満	-	-	-	-

(注1) 委託訓練とは、「委託訓練実施要領(令和4年3月28日改正開発0328第2・3号)」に基づき実施された訓練をいい、その他の職業訓練等は含まない。

(注2) 同一系統訓練コースは、「事務系(オフィス・経理)」、「医療系」、「Web・デザイン系」、「介護系」の4区分とする。

○評価基準【知識等習得コース・自由提案コース】

(令和5年度)

評価項目	評価内容		配点		
提案項目① (訓練内容)	1 既存の訓練コースとの相違点				
	(1)府内の企業ニーズの把握について		10点		
	(2)受講者のニーズの把握について		10点		
	(3)カリキュラム、訓練の内容について		10点		
	2 上記各項目の記述について、その根拠が明確にされているか。		10点		
提案項目② (就職支援)	(1)職業訓練として適切な就職支援内容と実施体制が整えられているか。		10点		
	(2)就職率向上に向けた具体的な取組みを計画しているか。		10点		
	(3)就職困難者に対する支援に工夫があるか。		10点		
小 計			70点		
業務実施面	業務実施体制	サービスガイドライン研修受講者を配置(又はISO29993及びISO21001を取得)し、同ガイドライン(又はISO)に基づく職業訓練の運営ができるか。		2点	
		専任の事務担当者を配置しているか。		5点	
		訓練定員に対して設定した最少実施人数の割合	定員の35%以下で設定	3点	3点
			定員の50%以下で設定	2点	
	定員の65%以下で設定		1点		
	訓練実施会場	京都市以外	4点	4点	
		京都市内	1点		
	今回の提案及び実績について	京都市が委託する職業訓練への提案は今回が初めてである。		3点	
過去2年間に京都市の委託訓練の「自由提案コース」を実施し、その平均の就職率が75%超である。		3点			
今回の提案がIT・webデザイン系又は介護系訓練で職場見学等を実施する訓練である。		3点			
府内企業	京都府内に、本店、支店又は営業所を有する者であること。	府内に本店がある	5点	5点	
		府内に支店、営業所等がある	3点		
		上記以外で府内在住者を雇用	2点		
		上記以外	0点		
価格点	満点(5点)×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)		5点		
小 計			30点		
合 計			100点		

【配点基準】

評価	基準	配点
A	優れている	9~10点
(B+)	やや優れている	7~8点
B	標準	5~6点
(B-)	やや劣っている	3~4点
C	劣っている	1~2点